

## 障がい者活躍推進計画

機関名	筑西市・筑西市教育委員会	
任命権者	筑西市長・筑西市教育委員会	
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）	
筑西市における障がい者雇用に関する課題	<p>本市においては、積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日時点で法定雇用率を充足している。</p> <p>引き続き、法定雇用率を充足するためには、障がい者雇用の促進をさらにすすめていく必要があり、これら職員の定着のためには、一層の体制整備や取組が必要である。</p>	
目標		
(1) 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況調査により把握・進捗管理。</p>	
(2) 定着に関する目標	<p>障がいのある職員の定着を促進し、離職者を生じさせない。</p> <p>（評価方法）前年度採用の障がいのある職員のうち了承が得られた者の定着状況を把握・進捗管理</p>	
(3) キャリア形成に関する目標	<p>【担当する職務の拡大】</p> <p>障がいのある職員の活躍の場を拡大する。</p>	
取組内容		
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	○障がい者雇用の促進及び障がい者活躍推進計画の円滑な実施を図るために障がい者雇用推進者として人事担当部長を選任する。（令和元年9月30日に選任済）	
(2)人材面	○障がいのある職員の意向を確認した上で、新規受入れ職場に対し、障がいのある職員と共に働くにあたっての心構えなどを周知する。	
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		

	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用時をはじめ定期的な面談を活用し、個々の業務が対応できているか点検し、必要に応じて改善する。</p>
<p>3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	
(1)職務環境	<p>○きめ細やかな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。</p>
(2)募集・採用	<p>○大学生を対象としたインターンシップの中で障がい学生の手入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。</p> <p>○障がい者の採用にあたり、複数の勤務形態の設定に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいのある受験者を排除する。</li> <li>・自力で通勤できることを条件とする。</li> <li>・介助者なしで業務遂行できることを条件とする。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を条件とする。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
(3)働き方	<p>○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。</p>
(4)キャリア形成	<p>○本人の設定した目標や経験に応じた業務分担や職務選定を検討する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえ、実務研修等の受講を促進する。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○通勤手段について、個々の状況に応じて柔軟に対応する。</p> <p>○面談等を通じて状況把握や体調配慮を行う。</p>